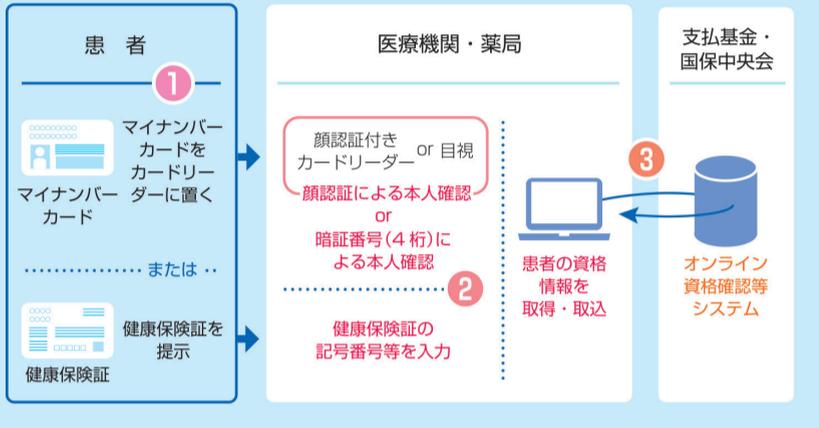


ご存知ですか?

「顔認証付カードリーダー」のこと

オンライン資格確認の本人確認の仕方

オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができます。



社会保障審議会・医療部会資料より

『オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係 医療機関等向けポータルサイト』より



その1 「顔認証付カードリーダー」の設置は義務ではありません

支払基金は8月から「顔認証付カードリーダー(以下カードリーダー)」の設置申し込みを受け付けています。カードリーダーは、来年3月から開始されるマイナンバーカードの健康保険証としての利用に使うものです。カードリーダーでマイナンバーカード内のICチップを読み込み、「オンライン資格確認」を行います。注意しなければならないのは、「オンライン資格確認・医療情報

化支援基金関係 医療機関等向けポータルサイト」のQ&Aにもあるように、カードリーダーの設置は医療機関の義務ではあ

りません。つまり、マイナンバーカードを健康保険証の代用とするかは、それぞれの医療機関が任意で判断することです。カードリーダーを設置したかどうかにかかわらず、これまで通り、健康保険証で診療することはできます。

その2 設置の期限は2023年3月末、あわてなくても大丈夫

カードリーダーは無償ですが、使用するために必要な周辺機器、レセプトオンライン請求を行っていない場合は回線費用

などが診療所で平均40万円程度かかります。費用に補助はありませんが、かかった費用の4分の1は医療機関の負担です。

医療機関でのマイナンバーカード取り扱いの留意点、注意事項などは、現時点で示されていません。来年3月のマイナンバーカードの保険証利用開始後の状況を見て、カードリーダーの設置を検討しても遅くありません。

その3 医療機関でのマイナンバーカードの取り扱いには避けるべきです

カードリーダーで顔認証がうまくできない場合は、カード発行時に登録した4桁の暗証番号を打ち込む、または職員によるカードの顔写真との目視での確認が必要です(上図参照)。

患者さんの中には、電子機器の使用に慣れていない方もたくさんいます。職員が使用の補助をするためにマイナンバーカードを手取るなどの対応が求められる。番号の漏洩(どこで漏れたか不明の場合の疑いも含む)、カードの紛失などの危険

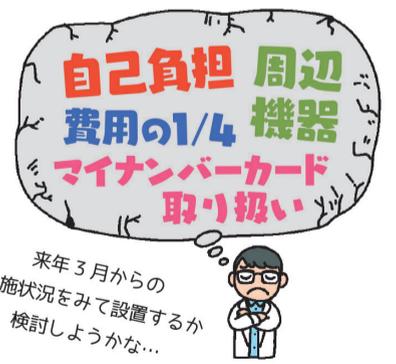
が想定されます。来年5月から、保険証番号での「オンライン資格確認」が開始されます。個人情報の詰まったマイナンバーカードを医療機関で取り扱う必要はなくなります。



その4 「オンライン資格確認」も義務ではありません

オンラインでの資格確認をしなくても、従来通り目視での保険証の確認を月1回行っていれば、資格喪失などの場合でも医療機関に不利益は生

じません。保険証の期限切れなど医療機関がオンラインでの資格確認が必要と判断したときのみ、実行すればまったく問題はあり



設置は慎重にご検討ください

